

富里市国民健康保険条例の一部改正について(概要)

1 制定理由

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部又は一部を受けることができなかつた場合、傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給します。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者(給与の支払いを受けている者に限ります。)で、療養のため労務に服することができない者(新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。)

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×
 $2/3 \times \text{日数}$

(4) 適用期間

令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

3 施行期日

公布の日